

IV 教育指導の充実

1 人権教育

あらゆる教育の機会を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、相互理解や連帯感を培い、偏見や差別をなくすために、人権教育を推進しています。

平成 10 年度から人権教育の推進に関わる諸問題を検討し、総合的な施策の推進を図るため、人権教育推進委員会を常設しています。委員会では、人権教育推進委員会だよりや「目黒区人権教育の推進」の発行、また目黒区子ども条例の趣旨を踏まえて作成した「目黒区人権感覚チェックシート」を活用し、教職員の人権感覚の向上を図るための取組を行っています。令和 4 年度は、令和 3 年度に引き続き e ラーニングによる教職員悉皆研修を企画・実施しました。また、人権教育推進委員会だよりでは令和 4 年度は目黒区人権教育推進校である緑ヶ丘小学校、原町小学校、菅刈小学校、大鳥中学校の取組等を取り上げました。

各学校では、人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、子どもたちの発達段階に応じた組織的な人権教育に取り組んでいます。令和元年度から目黒区人権教育推進校を設置し、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、目黒区における人権教育の質的向上を一層図っています。

2 道徳教育

子どもたちの豊かな心をはぐくみ、道徳性を育成するため、学校教育全体を通して道徳教育を推進するとともに、道徳教育の要の時間としての「特別の教科 道徳」の充実を図っています。また、小学校は平成 30 年度から、中学校は令和元年度から「特別の教科 道徳」が完全実施となりました。道徳教育を充実させるため、目黒区では、全小・中学校で道徳授業地区公開講座を実施し、保護者・地域の方々とともに子どもの豊かな心をはぐくむためのそれぞれの役割等、意見交換を行っています。さらに、「特別の教科 道徳」の充実を図るため、全小・中学校で年間指導計画を作成するとともに、各校に道徳教育推進教師を置き道徳教育の推進を図っています。

副読本については、従来から活用してきた区独自の小学校中学年用道徳副読本「めぐろの心」を配付するとともに、平成 24 年度に小学校低・中・高学年、中学校用道徳教材として作成した「心の広場」を電子データにより配信し、活用を促しています。

3 国際理解教育

グローバル化に伴い、経済・文化・人的交流等のあらゆる面で国を超えて相互連結性が高まる中、区民一人ひとりが積極的に交流し、学び合うことにより国際的視野を広め、異なる文化・社会・価値観等に対する理解を深め、互いに尊重し合う関係を構築していくことがますます重要になっています。その課題を達成するために次の事業を実施しました。

(1) 区立小・中学校国際交流支援事業（平成 21 年度事業開始）

区立小・中学校国際交流支援事業は、区立小・中学校が外国の学校等と交流する場合における当該活動に要する経費を支援し、区立小・中学校における国際交流の促進に資するものです。令和 4 年度は実績がありませんでした。

(2) 外国語指導員（A L T）派遣（昭和 62 年度事業開始）

外国語指導員の中学校派遣を昭和 62 年 10 月より実施しています。

中学校では、英語科の授業を中心に外国語指導員を教員の助手として派遣し、英語教育の充実を図りました。令和 4 年度は年間を通しての派遣とし、1 クラス当たり平均 95.9 時間の授業を行いました。

小学校では、国際理解教育の一環として外国語指導員の派遣を平成 10 年 4 月から実施しています。令和 4 年度は中学校と同様、年間を通しての派遣とし、1~2 年生で 1 クラスあたり平均 12.3 時間、3

～4年生で平均 30.9 時間、5～6 年生で平均 41.7 時間の授業をそれぞれ行いました。

※ALT (Assistant Language Teacher の略)

(3) イングリッシュ・キャンプの実施 (平成 26 年度事業開始)

平成 27 年 4 月に開校した統合新校の大鳥中学校では更なる魅力づくりにつなげるため、英語によるコミュニケーション能力の向上及び異文化の理解を図ることを目的に、イングリッシュ・キャンプ (E キャンプ) を実施しています。6 名の生徒に 1 人のネイティブスピーカーの外国語指導員がつき、生徒一人ひとりの英語を話す機会を十分にとりながら、泊り込みで野外活動やレクリエーションも交え、オールイングリッシュの様々な英語活動を行いました。これにより、生徒の英語を話そうとする意欲が高まり多くの生徒が成長を実感することができました。なお、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大鳥中学校において日帰りで行いました。

【実施日】 令和 4 年 7 月 28 日 (木) から 30 日 (土)

【場 所】 目黒区立大鳥中学校

【対 象】 大鳥中学校 生徒 48 名

(4) 日帰り体験型英語学習の実施 (平成 30 年度事業開始)

目黒区立中学校生徒の希望者を対象に、東京都教育委員会が開設する TOKYO GLOBAL GATEWAY を利用して、普段の学習環境である教室とは異なる非日常の空間で、様々な体験型の学習をオールイングリッシュで行うことにより、英語によるコミュニケーション能力、英語・異文化理解に対する興味・関心の向上を図ることとしています。令和 2 年度より、目黒区立小学校第 6 学年全児童も対象としました。

【実施日】 中学校：令和 4 年 8 月 15 日 (月) ～8 月 19 日 (金)

小学校：令和 4 年 6 月～令和 5 年 3 月にかけて、各校で調整し実施

【場 所】 TOKYO GLOBAL GATEWAY

【対 象】 中学校：第 2 学年の希望者

小学校：第 6 学年全児童

(5) 北京市東城区 (旧崇文区) との書画賀状交換

目黒区と北京市崇文区 (現東城区) とは、平成 3 年 10 月 26 日に友好関係促進のための協定書に調印、平成 4 年 5 月 7 日には各分野における交流を一層充実させていく努力を確認し、友好協力事業の覚書を取り交わしました。

この一つとして、平成 4 年度から相互に児童・生徒の書画等の作品交換を行うことになり、平成 4 年度にはそれぞれの区で作品展を開催しました。その後は、隔年で相互に展示を行っています。また令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、東城区から目黒区への作品送付が遅れ、連合展覧会での作品展は実施できませんでした。そのため東城区から目黒区へ送付された 80 点の作品については、目黒区公式 YouTube 上でオンライン展覧会を行いました。

このほか、令和 4 年度は区立小学校 315 名程度の児童と東城区の小学校の児童との間での賀状の交換を行いました。

(6) ソウル特別市中浪区との賀状交換

目黒区とソウル特別市中浪区とは、平成 25 年度に友好増進及び交流協力に関する覚書を交わしました。令和 4 年度は目黒区立小学校と中浪区の小学校児童との間で 315 点程度の賀状の交換を行いました。

(7) ジョージア州チェロキー郡との絵画作品交流

ボランティア活動をしている米国ジョージア州チェロキー郡教育委員会の関係者が平成 2 年 8 月に目黒区を訪問したことをきっかけに、チェロキー郡教育委員会の提案に応じるかたちでチェロキー郡との絵画作品の交流を、平成 3 年度から実施しています。毎年 30 点程度の小中学生の絵画作品を交換

展示しており、目黒区での展示については、連合展覧会の場で行っています。

(8) 日本語教室

目黒区立学校に在籍する児童・生徒のうち、外国籍・帰国等の理由により日本語の理解が十分でない児童・生徒で、東根小学校等に常設する日本語国際学級等での指導を受けることができない児童・生徒を対象に、基礎的な日本語の習得と学校生活等への適応を図ることをねらいとして、平成6年度から、日本語教室を開設しています。

令和4年度は、中国、フィリピン、アメリカ、台湾、オーストラリア等、23の国・地域、64名の児童・生徒が在籍・通級しました。

なお、平成20年度から日本語指導に関して、早稲田大学大学院日本語教育研究科と協定を締結し、同大学院の支援のもと日本語教室での指導内容についても一層の充実を図っているところです。

4 情報教育

各学校において児童・生徒1人1台の学習用情報端末を「いつでも、どこでも、だれとでも」活用し、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を行うことで、「個別最適な学びの実現」「協働的な学びの実現」を図り、基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成を目指しています。

また、情報教育の推進に必要な教員の更なる資質向上を図るため、全教員に対しては、教育指導課主催研修として、eラーニング全教職員悉皆チェック研修や、夏季休業期間中に「ICT活用推進研修（初級・中級・上級スキルアップ）」を実施しています。

また、ICT活用推進リーダーの代表等で構成する「ICT活用推進委員会」では、ICT機器を活用した指導内容や指導方法等について検討・協議し、各学校における学習用情報端末の活用の推進につなげました。

さらに、ICTを活用する授業を補助するため、4名のICT支援員（平成12年度から配置）が各学校を巡回し、情報モラルやICTを活用した授業に関する支援などを行っています。

5 特別支援教育

教育上特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が、社会の一員として自立し、充実した生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を行うために、知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害、難聴・言語障害の特別支援学級を設置しているほか、全小・中学校に特別支援教室を設置しています（P29、30参照）。

特別支援学級関連の事業概要

事業名		内容	実施日等
研修等	特別支援学級等設置校長会	特別支援学級・教室運営、諸事業等についての協議等	研修等
	特別支援学級・特別支援教室拠点校主任会	各事業の企画・立案・運営等についての協議・研修会等	年4回
	特別支援教育コーディネーター連絡会	特別支援教育コーディネーターの研修・情報交換・協議 特別支援学級及び特別支援学校（地域交流事業）との連携等	年4回
	特別支援教育等研修	特別支援教育の視点を取り入れた授業、特別支援教育支援員との連携、保護者に寄り添った支援等	年15講座実施

事業名		内 容	実施日等
連 合 行 事	連合展覧会	特別支援学級の児童・生徒の作品を出展（目黒区美術館）	令和5年1月18日 ～2月2日
	特別支援学級連合運動会	区立知的障害・肢体不自由特別支援学級が、互いに連携し、授業等で身に付けた成果を発表し、相互の理解と交流を深める。	令和4年10月21日
	自然宿泊体験教室	小学校 知的障害特別支援学級4校合同で、八ヶ岳林間学園で実施	令和4年9月14日 ～9月16日
そ の 他	校外学習・宿泊訓練	遠足、社会科見学や宿泊訓練で、集団生活でのマナー等を学ぶ。	学校ごとに実施
	地域交流事業	特別支援学校との交流（副籍交流）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため直接交流を一部中止

6 生活指導

小・中学校の密接な連携を図り、一貫した指導を進めるとともに、家庭、地域の協力を得て指導の万全を図るため、小・中合同生活指導主任会を年5回開催しています。教育指導課からの依頼や情報提供、関係諸機関の方々からの話を受け協議をしています。また、各中学校区別の分科会にて情報交換を行い、各学校の取組の共有を図っています。

7 安全指導

安全指導については、幼稚園・各こども園及び各小・中学校において年間計画に基づき、計画的に実施しました。

交通安全教室は、各学校の実情に応じ所轄警察署・関係者の協力の下に実施されています。また中学校では平成27年から毎年3校ずつ、プロのスタントマンが交通事故の再現を実演するスケアードストレート方式による自転車安全教室を行っています。

学校防災については、目黒区地域防災計画に基づき、教職員全員がとるべき行動とその手順についてまとめた学校・園防災マニュアルを策定しています。

さらに、各学校・園ではこの学校・園防災マニュアルを基に、子どもの数や地域の特性等に配慮した、各学校・園独自の防災マニュアルを作成しています。この独自防災マニュアルは、毎年度見直しを行うように努めています。

また、令和4年度は防災検定を上目黒小学校（第5学年）、五本木小学校（第6学年）、目黒中央中学校（第2学年、特別支援学級）で実施しました。

防犯教育プログラムは、平成19年度から実施し、全小学校の第1学年を対象に連れ去り防止等を目的に、対応方法などを体験することにより、自分自身を守る力を身に付けさせています。また、犯罪被害防止や非行防止を目的に、全小・中学校で警察など関係諸機関の協力を得て、セーフティ教室を毎年実施しています。

8 進路指導

(1) 区立中学校卒業生進路状況（令和4年3月卒業）

（令和4年3月31日現在）

	卒業生数	進路先 決定者数	進路先 未決定者数	進路先決定者内訳								
				進学者					専修学校 各種学校 等	就職	家事 従事	その他 (海外 転出等)
				高等学校			定時制 通信制	特別支 援学校				
				全日制								
公立	国立	私立										
男	488	481	7	163	8	265	39	2	4	0	0	0
女	432	427	5	191	4	188	35	7	2	0	0	0
計	920	908	12	354	12	453	74	9	6	0	0	0
構成比	100.0	98.7	1.3	38.5	1.3	49.2	8.0	1.0	0.7	0	0	0

※四捨五入の処理により、構成比は必ずしも100%にはならない。

(2) 最近3年間の推移

該当者数割合		令和元年度	令和2年度	令和3年度
全日制	国公立学校	45.0%	41.9%	39.8%
	私立学校	47.7%	48.0%	49.2%
定時制		5.7%	7.5%	8.0%
特別支援学級		0.7%	0.9%	1.0%
専修学校各種学校等		1.6%	1.1%	0.7%
就職・未決定者等		0.6%	0.5%	1.3%

9 学習指導員等の配置

東京都の加配教員による指導とは別に、教職免許等を所持する区独自の学習指導員や学習指導講師等を配置することにより、ティーム・ティーチングや少人数授業の実施等を行い、学力の基礎・基本の確実な定着を図ってきました。

(1) 学習指導講師（平成16年度から配置）

区が独自に任用する非常勤職員（講師）です。各小学校と中学校に年間222日勤務します。

平成22年度全小学校配置。平成26年度から目黒中央中学校特別支援学級にしいの木学級学習指導講師、平成28年度から東山小学校に学習指導講師（短時間）を配置

(2) 学習指導員

ティーム・ティーチング等により授業の支援に当たりました。

通常授業支援（平成14年度から配置） 令和4年度実績：小学校延べ 9,387時間
：中学校延べ 4,975時間

放課後学習支援（平成22年度から配置） 令和4年度実績：中学校延べ 1,321時間

土曜日補習教室（平成23年度から配置） 令和4年度実績：中学校延べ 332時間

(3) 小1学級支援員（平成19年度から配置）

小学校入学直後の児童が学校生活に早期に対応できるよう生活面・学習面での支援に当たりました。
令和4年度実績：延べ 9,348時間

(4) 観察実験支援員（平成27年度から配置）

理科の観察・実験の準備や片付け等の支援に当たりました。

令和4年度実績：小学校延べ 2,675時間
中学校延べ 543時間

(5) 外部人材活用事業

一芸に秀でた人や専門分野を研究している人に授業の講師や指導者として協力いただきました。
令和4年度実績：小学校延べ17校、中学校延べ8校、区立幼稚園・こども園延べ3園

10 主任会等における研修

教育者としての識見を高め、資質の向上を図るため、次のとおり、各主任会等において教員を対象として各種研修会を実施しました。

名 称	開催日	内 容	講 師 等
教務主任 研修会	4月26日から	教育課程の適正な管理 授業時数の報告	区指導主事
	6月14日から	目黒区学力調査の結果及び授業改善プランの作成 目黒区立学校第3学年の評定状況の調査結果	
	9月13日から	学校・園評価アンケートについて 妥当性・信頼性のある評価・評定	
	1月31日	教育課程届について 授業時数の報告	
生活指導主任 研修会	4月12日	不登校支援 いじめ問題への対応 学校安全の充実	目黒警察署 碑文谷警察署 子ども家庭支援センター 世田谷少年センター 区指導主事
	7月5日 (動画配信)	hyper-QU アンケートの分析と活用 いじめの状況 夏季休業日中の生活指導 不登校の状況 夏季休業日明けの状況調査	神奈川県立保健福祉大学 准教授 区指導主事
	10月11日	いじめ問題への組織的な早期対応	区指導主事
	12月6日	冬季休業日中の生活指導 冬季休業日明けの状況調査 生命等にかかわる重大事態発生時の対応訓練について	区指導主事
	3月7日	いじめの把握 不登校の対応 学年末・学年始めの生活指導 春季休業日明けの状況調査について	区指導主事
学校図書館 担当者研修会	5月6日	学校図書館支援員や学校図書館担当者の役割	八雲中央図書館員 区指導主事
	1月27日	学校図書館支援員派遣等	区指導主事
普通救命 講習会	5月24・25・27・30日、6月1～3・6・7日	応急処置の重要性、人工呼吸・胸骨圧迫・AED取扱い・異物除去・止血等	東京防災救急協会 指導員

1 1 教育開発校

様々な教育課題や学校・園が直面している課題の解決を図るため、幼稚園・こども園、小・中学校を教育開発校に指定し、授業改善や教育活動の開発に関する研究を支援しています。指定を受けた学校では、教育開発校として継続的に研究に取り組みました。また、区のほかに東京都教育委員会からの指定を受け研究委託校として研究を進めた学校もありました。

さらに、区の指定を受けなかった学校・園も、校内研究支援として区教育委員会の支援を受けながら、それぞれが設定した研究主題に基づき研究に取り組みました。

このうち、令和4年度に公開発表会を実施した学校は次のとおりです。それぞれの研究主題のもとに研究と実践に取り組み、成果をあげました。

(事業開始 平成13年度)

研究発表校

学校名	研究主題	研究教科等	研究の内容	予算	指定期間
碑小学校	子どもの「考えたい！伝えたい！」を引き出す算数の授業づくり～学びに向かう力・思考力を高めるICTの効果的な活用～	算数科	学習用情報端末を「文房具」のように活用できる児童の育成を目指し、ICT機器の効果的な活用の在り方などについて研究開発を行う	450,000円	2年間 (2年目) 12/2 研究発表
烏森小学校	主体的に学び続ける子どもの育成～学びの質の向上につなげるICT活用のアプローチ～	社会科 理科 生活科		300,000円	2年間 (1年目)
中目黒小学校	自律的な学びを育てる学校～午前5時間制の特色を生かした教育課程を通して～	各教科等	「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する研究開発をする	300,000円	2年間 (1年目)

1 2 教科用図書

(1) 目黒区立小学校採択教科書一覧

小学校	種目	発行者
	国語	光村図書
	国語(書写)	光村図書
	社会	教育出版
	社会(地図)	帝国書院
	算数	東京書籍
	理科	東京書籍
	生活	教育出版
	音楽	教育芸術社
	図画工作	日本文教出版
	家庭	開隆堂
	体育(保健)	東京書籍
	英語	東京書籍
	道徳	東京書籍

(令和2～5年度使用)

※小・中学校特別支援学級の教科用図書は多数のため省略

(2) 目黒区立中学校採択教科書一覧

中学校	種目	発行者
	国語	光村図書
	国語(書写)	光村図書
	社会(地理的分野)	帝国書院
	社会(歴史的分野)	帝国書院
	社会(公民的分野)	帝国書院
	社会(地図)	帝国書院
	数学	啓林館
	理科	啓林館
	音楽(一般)	教育芸術社
	音楽(器楽合奏)	教育芸術社
	美術	光村図書
	保健体育	G a k k e n
	技術・家庭(技術分野)	東京書籍
	技術・家庭(家庭分野)	開隆堂
	外国語(英語)	東京書籍
	道徳	東京書籍

(令和3～6年度使用)

1 3 自然宿泊体験教室等

教育課程の一環として、学校内における平素の指導では十分な効果をあげることができない内容について学習するため、小・中学校において自然宿泊体験教室を実施しています。従来の移動教室については平成22年度で事業が終了となり、平成23年度から自然宿泊体験教室へ完全移行しました。

(1) 自然宿泊体験教室 実施期間・経費等

	小学校
	興津自然学園・君津県立施設
期 間	5月16日(月)～10月21日(金)
日 数	1泊2日～2泊3日
学校数	19校 ※5年生2校、6年生17校
対 象	5～6年生
参加(児童)人数	1,503人
交通機関	全行程バス借上げ(全額公費負担)
指導員	引率指導員を各校に学級数配置(全額公費負担)
介助員	必要に応じて配置(全額公費負担)
現地インストラクター	学級数と同数を配置(全額公費負担)
参加者負担額	学園利用：2,950円/1泊(上限) 県立施設利用：6,800円(上限)

	小学校
	八ヶ岳林間学園・車山高原民間施設
期 間	5月18日(水)～10月26日(水)
日 数	2泊3日
学校数	23校 ※5年生19校、6年生3校、特別支援学級連合(1校とする)
対 象	5～6年生 (特別支援学級は5～6年生)
参加(児童)人数	1,636人
交通機関	全行程バス借上げ(全額公費負担)
指導員	引率指導員を各校に学級数配置(全額公費負担)
介助員	必要に応じて配置(全額公費負担)
現地インストラクター	学級数と同数を配置(全額公費負担)
参加者負担額	学園利用：5,900円(上限) 民間施設利用：14,200円(上限)

	中学校
	八ヶ岳林間学園・車山高原民間施設
期 間	6月15日（水）～7月13日（水）
日 数	2泊3日
学校数	8校
対 象	1年生(特別支援学級は1・2年生)
参加（生徒）人数	792人
交通機関	全行程バス借上げ（全額公費負担）
指導員	引率指導員を各校に学級数+2人配置（全額公費負担）
介助員	必要に応じて配置（全額公費負担）
参加者負担額	学園利用：7,350円（上限） 民間施設利用：15,700円（上限）

	小学校
	宮城県気仙沼大島
期 間	7月13日（水）～7月15日（金）
日 数	2泊3日
学校数	1校
対 象	5年生
参加（児童）人数	55人
交通機関	電車、バス(借上げ)（全額公費負担）
指導員	引率指導員を各校に学級数配置（全額公費負担）
介助員	必要に応じて配置（全額公費負担）
参加者負担額	15,400円（上限）

	中学校
	宮城県気仙沼
期 間	6月22日（水）～6月24日（金）
日 数	2泊3日
学校数	1校
対 象	1年生
参加（生徒）人数	118人
交通機関	電車、バス(借上げ)（全額公費負担）
指導員	引率指導員を各校に学級数+2人配置（全額公費負担）
介助員	必要に応じて配置（全額公費負担）
参加者負担額	19,000円(上限)

	小学校
	石川県金沢市
期 間	6月22日（水）～7月1日（金）
日 数	2泊3日
学校数	2校
対 象	6年生
参加（児童）人数	119人
交通機関	電車、バス(借上げ)（全額公費負担）
指導員	引率指導員を各校に学級数配置（全額公費負担）
介助員	必要に応じて配置（全額公費負担）
参加者負担額	6,620円(上限)

北軽井沢移動教室は昭和47年～平成22年まで実施してきましたが、平成22年末、北軽井沢林間学園が廃止となりその役目を終えました。これに代わり、平成22年8月に興津自然学園が開園し、興津自然宿泊体験教室事業を開始しました。

中学校八ヶ岳移動教室は平成3年～平成22年まで実施してきましたが、平成22年度自然宿泊体験教室に移行しました。なお、従来は一部の中学校では第2学年で実施してきましたが、第1学年での実施に統一されました。

小学校4年生から6年生の間に少なくとも合計6泊以上の自然宿泊体験教室を実施していきますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、6年生の泊数を1泊縮減するとともに、4年生を中止としました。中止とした4年生は、日帰りの自然体験校外学習を代替事業とし、移動用のバス借上げ経費を区が負担しました。

東日本大震災の影響で、小学校3校においては、平成23年度以降、宮城県角田市から八ヶ岳林間学園に実施地を変更しました。また、小学校1校と中学校1校が宮城県気仙沼市、小学校2校が石川県金沢市において実施しています。

(2) 中学校独自宿泊事業支援

夏季・冬季休業などの期間を利用して、特色ある教育活動の促進を図るため、学校独自の宿泊事業を支援しました。

	第十一中学校
	民間施設(新潟県南魚沼市)
期間	12月25日(日)～12月27日(火)
日数	2泊3日
参加（生徒）人数	51人(2年生希望者)
参加者負担額	26,040円
活動内容	個人のレベル(初心者、初級者、中級者、上級者)にあわせた、現地スキー指導員によるスキー教室
公費負担	①交通費(バス代)の一部 ②体験学習費の一部 ③宿泊費の一部

(3) 中学校部活動合宿支援

中学校の魅力づくりを推進するため、学校生活の一つの魅力でもある部活動を充実させるため、中学校が教育活動の一環として実施する部活動合宿の費用の一部を支援しています。

なお、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止とし、事業実施校がありませんでした。

1.4 連合行事

学校における平素の指導の一層の充実を図り、日頃の成果の発表や他校との交流の場とするため、連合して各種行事を実施しています。

行事名	実施日・会場	対 象	内容等
連合体育大会 (中学校)	令和4年9月29日(木) 駒沢オリンピック記念公園総合運動場陸上競技場	全員	午前のみの実施 競技数及び出場 者数を削減
連合音楽会 (小・中学校)	(小学校) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 (中学校) 令和4年10月27日(木) めぐろパーシモンホール	小学校 5年生 中学校 2年生	マスクを着用した合唱
連合展覧会 (幼稚園・こども園、 小・中学校、特別支援 学級)	令和5年1月18日(水) ～2月2日(木) 目黒区美術館	全員	日常の図画工作 及び美術等の学 習における作品 の展示
連合運動会 (特別支援学級)	令和4年10月21日(金) 目黒区中央体育館	全員(小・中学校)	日常の体育・健康 の成果を各種演 技及び競技で発 表

15 いじめ問題対策

いじめの防止等を推進するため、目黒区いじめ防止対策推進条例第12条、第13条の規定に基づき、第三者を含めた組織を設置しました。

(1) いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関の連携を図るために区が設置する機関です。いじめの状況の報告や情報交換等を2回行いました。

目黒区いじめ問題対策連絡協議会委員

(令和5年3月31日現在)

区分	氏名	推薦母体等	区分	氏名	推薦母体等
区職員 (2名)	◆谷合 祐之	教育次長	関係機関 (3名)	長岡 弘志	目黒区青少年委員会
	◇田中 健二	子育て支援部長		高橋 晶子	目黒区民生児童委員協議会
学校 (3名)	龍花 千鶴	区立小学校長会		登坂 真人	目黒地区人権擁護委員会
	永久保 佳孝	区立中学校長会		遠山 智隆	目黒警察署生活安全課長
	田村 嘉浩	東京都私立中・高等学校協会		柴田 佳幸	碑文谷警察署生活安全課長
関係団体 (5名)	飛弾 拓治	区立小学校PTA連合会		園尾 まゆみ	品川児童相談所長
	飯田 学	区立中学校PTA連合会	◆会長 ◇副会長		

※任期は、令和3年7月18日から令和5年7月17日まで

(2) いじめ問題対策委員会

いじめの防止等の対策を実効的に行うために教育委員会が設置する機関です。重大事態発生時の対応訓練や具体的ないじめ事案についての協議を3回行いました。

目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会委員

(令和5年3月31日現在)

区分	氏名	役職等
学識経験者	◆米津 光治	文教大学教育学部教授
法律に関して専門的知識を有する者	鹿野 真美	弁護士
心理に関して専門的知識を有する者	山崎 洋史	仙台白百合女子大学心理福祉学科教授
福祉等に関して専門的知識を有する者	◇片倉 昭子	社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事
	齋藤 由美子	目黒区民生児童委員協議会主任児童委員
	辰巳 ヒロミ	目黒区社会福祉協議会会長

※任期は、令和3年7月18日から令和5年7月17日まで

◆委員長
◇副委員長